

平成27年度税制改正大綱

1月14日、平成27年度税制改正大綱が閣議決定されました。まだ、法案として可決されたわけではないので、修正等が加わる可能性があります。現時点における概要をご紹介します。

企業	法人実効税率を2年間で3.29%以上引き下げ。 平成27年度は2.51%。	↓
	地方移転企業の税優遇	↓
家計・暮らし	贈与税の非課税制度拡充	↓
	軽自動車税にもエコカー減税	↓
	エコカー減税の燃費基準厳格化	↑
	住宅ローン減税を平成31年6月まで延長	→
	危険な空き家の固定資産税優遇廃止	↑
	少額投資非課税制度(NISA)の拡充	↓
	ふるさと納税の減税対象上限を2倍に	↓
先送り	消費税の軽減税率	
	配偶者控除の見直し	
	ビールなどの酒税見直し	

↑ …負担増
↓ …負担減
→ …負担変わらず

税制改正大綱に盛り込まれた「資金支援優遇制度」

今回の税制改正大綱にも、前述の通り様々な内容が盛り込まれていますが、この中でも「祖父母世代」から「子世代」「孫世代」への贈与を行いやすくするなど資金支援優遇が顕著になりました。

① 結婚・出産・育児費用



これまで結婚等に際し、祖父母や両親から祝儀などをもらった場合、110万円を超える部分は贈与税の対象となり、最大50%の贈与税が課税されていました。今回の大綱では、平成27年4月以降、これらを目的とした金銭の贈与は、1,000万円までが非課税となることとされています。

この制度では、お金を金融機関に信託して贈与する場合に限られ、贈与を受けた子や孫が50歳になった時点で残っているお金に対して贈与税が課税されます。つまり、50歳までに使い切らなければ贈与税が課税されるシステムとなる見込みです。

② 教育資金の一括贈与



平成27年3月末で終了する予定であった、非課税枠1,500万円の「教育資金の一括贈与」も平成31年3月末まで延長することとされました。

その他の税制改正大綱の内容は、次回以降ご紹介いたします。